

小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業補助金交付要綱

令和8年5月22日制定

(趣旨)

第1条 知事は、小規模離島又はSS過疎地（以下「小規模離島等」という。）における石油製品販売事業者の維持存続を支援し、離島住民等に対する石油製品の安定的な供給を図ることを目的に、石油製品の販売事業の用に供する施設又は設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模離島 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島のうち、宮古島、石垣島、久米島及びこれらの島と架橋等で連結された島を除く島をいう。
- (2) SS過疎地 市町村内のガソリンスタンド（SS）の数が3以下の自治体をいう。
- (3) 石油製品 揮発油、灯油（ジェット燃料を除く。）、軽油及びA重油をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 小規模離島に所在する石油製品販売事業者
- (2) SS過疎地に所在する石油製品販売事業者

(補助事業の内容)

第4条 補助事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設整備補助 対象区域に所在する石油製品販売事業者が行う石油製品の販売事業の用に供する施設の整備に要する経費に対する補助
- (2) 設備整備補助 対象区域に所在する石油製品販売事業者が行う石油製品の販売事業の用に供する設備の整備に要する経費に対する補助

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助率については、別表第1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税、効用の増加価格又は取得価格が50万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の施設又は設備の整備については、補助対象外とする。

(補助額の算出方法)

第6条 補助金の交付額は、別表第1の区分ごとに算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、販売店ごとに、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに申請しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

- (1) 2社以上の見積書の写し（補修・改修の場合で、既存の契約に基づき実施する場合は

契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類)。ただし、2社以上から見積書を取ることができないと認められる場合は、この限りではない。

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の事前着手)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業交付決定前着手届(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従ってその効率的運用を図ること。

(5) 補助事業者は、事業の完了後においても知事の求めがある場合は、補助事業に係る効果等について報告すること。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業取下申請書(様式第6号)を補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事が報告を求めた場合は、速やかに小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業状況報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定額の9割に相当する額の範囲内で概算払いをすることができるものと

する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までに、小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 発注先からの請求書の写し
- (2) 発注先への振込を証する書類の写し、又は現金払いの場合は発注先からの領収書の写し等
- (3) 作業（工事）完了報告書の写し
- (4) 補助事業完了前後の写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第15条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条第1号に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第10条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の交付決定の内容（第10条第1号に基づく承認をした場合には、その承認された内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、第15条の通知を受けたときは、直ちに小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業支払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理区分等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年

政令第255号) 第14条第1項第2号の規定により総務大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

別表第1（第5条及び第6条関係）

1 区分	2 対象経費	3 補助率	4 上限額
施設	<p>石油製品の販売事業の用に供する次の施設の整備（補修、修繕、改修、更新及び新增設）に要する経費</p> <p>貯蔵用タンク（地上タンク、地下タンク（配管等の付帯設備を含む））、ピット、キャノピー、危険物貯蔵所など</p>	9.5/10	1 販売店当たり 20,000千円
設備	<p>石油製品の販売事業の用に供する次の設備の整備（補修、修繕、改修、更新及び新增設）に要する経費</p> <p>計量機、タンクローリー、コンテナタンク、洗車機など</p>	9.5/10	